第 32 回 TMB 会議で採択された決議 2005 年 2 月 10~11 日、ジュネーブ (スイス) にて

TMB 決議 2/2005

社会的責任 (1)

TMB は、

社会的責任の分野における新作業提案に対する会員団体の投票結果が肯定的だったことに 留意し、

投票結果と受理されたコメントを第1回会議の前にSR作業グループのメンバーに回付することに合意し、

同 WG が ISO 会員団体と D リエゾン組織に対して特定のタスクフォースに携わる専門家を 追加募集するための通知を発行できることを<u>確認する</u>。ただし、それらの専門家は WG そ のものではオブザーバのステータスしか持たない。

TMB 決議 3/2005

社会的責任 (2)

TMB は、

中央事務局が提出した概要報告書に反映された、社会的責任の分野の ISO 国際規格案に関する ISO・ILO 間の予備的な議論の結果に留意し、

2 組織間の MOU 作成の必要条件として ILO が提案している指針を基盤として 2 つの組織が協力することを確認し、

ILO 法律文書に組み込まれた国際労働規格の規定の対象と目的、並びに、ILO 管轄組織による解釈に、ISO 国際規格を完全に整合させなければならないこと、並びに、これら規格の規定の価値を決して下げてはならないことに合意し、

ILO の委任事項に関係するあらゆる要素に関して、あらゆる委員会原案、照会原案、国際規格最終原案(CD、DIS、FDIS)の投票、及び/又は、コメントの回付に先立って、ILOの全面的かつ正式な支援を求めるため、SR規格開発プロセスにおいて規定が作られること、並びに、ILOがそのような支援を提供しない場合には、ILOのコメントをすべてのISOメ

ンバー、SR/WG における D リエゾン組織及び TMB に通知するための規定を作成することを さらに合意 U、

委任事項と運営手順に上記の方針を組み込むよう SR/WG に<u>指示し</u>、

この決議に基づき、第 1 回 WG 会議の前に、 2 組織間の覚書を完成させるために作業を進めることを決定する。